

都市像



八景水谷公園

緑と水にかがやく 明るい健康都市

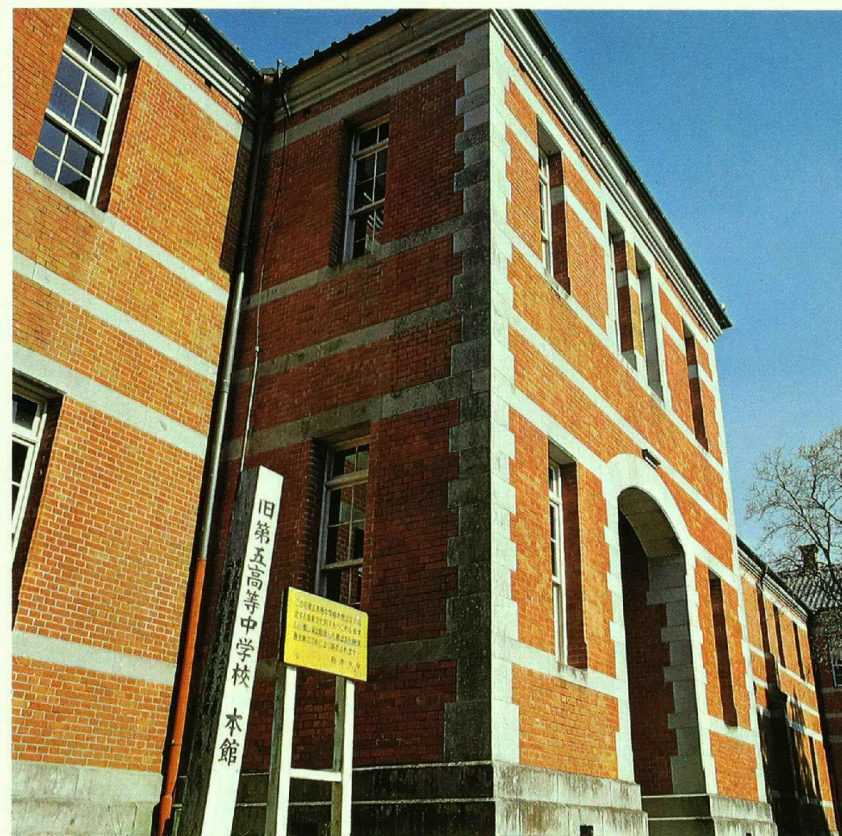
豊かな緑と清れつな水は、全市民共有の資産であり、市民生活に欠くことのできないものである。その保全と創造に努め、すべての市民が、安全で、ゆとりとやすらぎをもって、心身ともに健やかな生活を享受できる明るい健康都市を建設する。



身障者運動会

温かい心の通い合う 福祉都市

一人ひとりの温かい思いやりと、人と人とのふれ合いを通じて地域連帯意識を強め、すべての市民が、生きがいのある生活が営める福祉都市を建設する。



熊本大学（旧五高校舎）

人間性豊かな風格ある 教育文化都市

先人が残したすぐれた伝統と香り高い文化的風土のもとで、生涯にわたる学習の機会を通じて、英知と勇気と創造性に富んだ人間性豊かな市民の育成と格調高い芸術文化の振興に努めるとともに、国際交流の活発な教育文化都市を建設する。



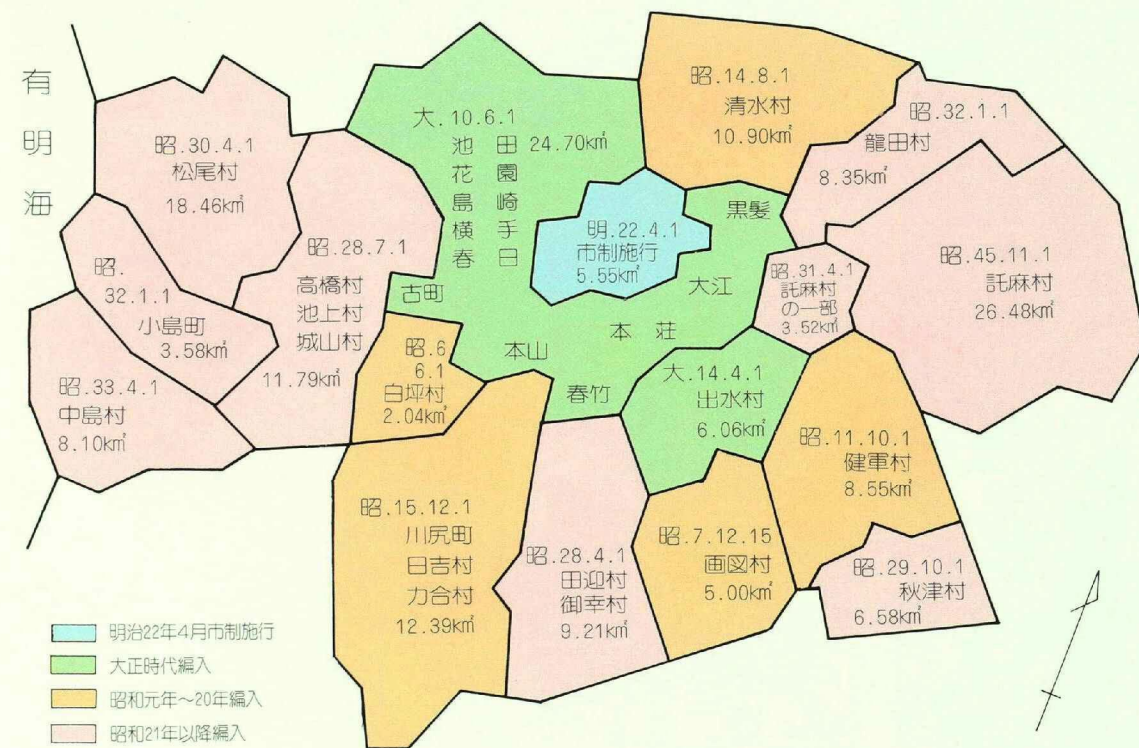
一般国道57号熊本東バイパス

環境と調和し活力にみちた 地域産業都市

近代的都市基盤整備をすすめ、行政、経済、情報などの中枢管理機能の拡充強化をはかり、人、物、情報の交流が活発で、環境と調和した地域産業が繁栄し、豊かな市民生活が営める産業都市を建設する。

地域と気象

●熊本市域拡張図



熊本市は、九州のほぼ中央に位し、西から北東にかけて、金峰山系と立田山、託麻三山などの丘陵が重なり、東部は遠く阿蘇山地にかこまれ、南東部から南西部にかけては熊本平野となって開け、西部は有明海に接している。

このため、直接外洋の影響を受けることが少なく、内陸盆地的な気象条件のもとに大陸的気候の特徴を示すことが多い。

すなわち、気温の寒暖の差が大きく、冬から春への移りかわりは早く、夏は比較的長いことが多い。

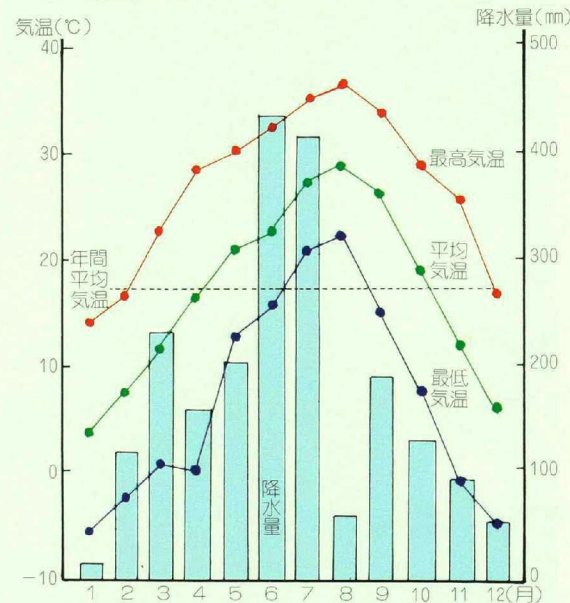
夏の夕方になると俗にいう“肥後の夕凧”でむし暑いのが特徴である。

9月に入ると日中の残暑は厳しいが、朝夕は急に冷えこみ、いわゆる“随兵寒合”の肌寒さを感じさせる。

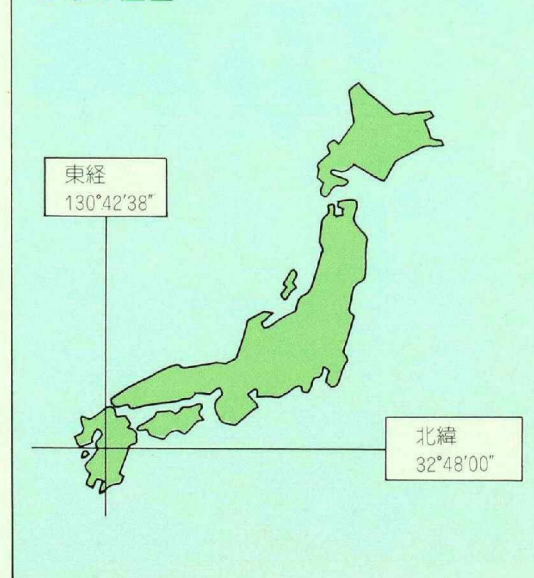
雨は梅雨期間における降雨量が年間の3分の1を占め、積雪をみることは少ない。

熊本市の面積 5.5km²(明治22年、市制施行当時)
171.72km²(昭和62年3月末現在)
海からの高さ 15m

●気温と降水量(昭和60年)

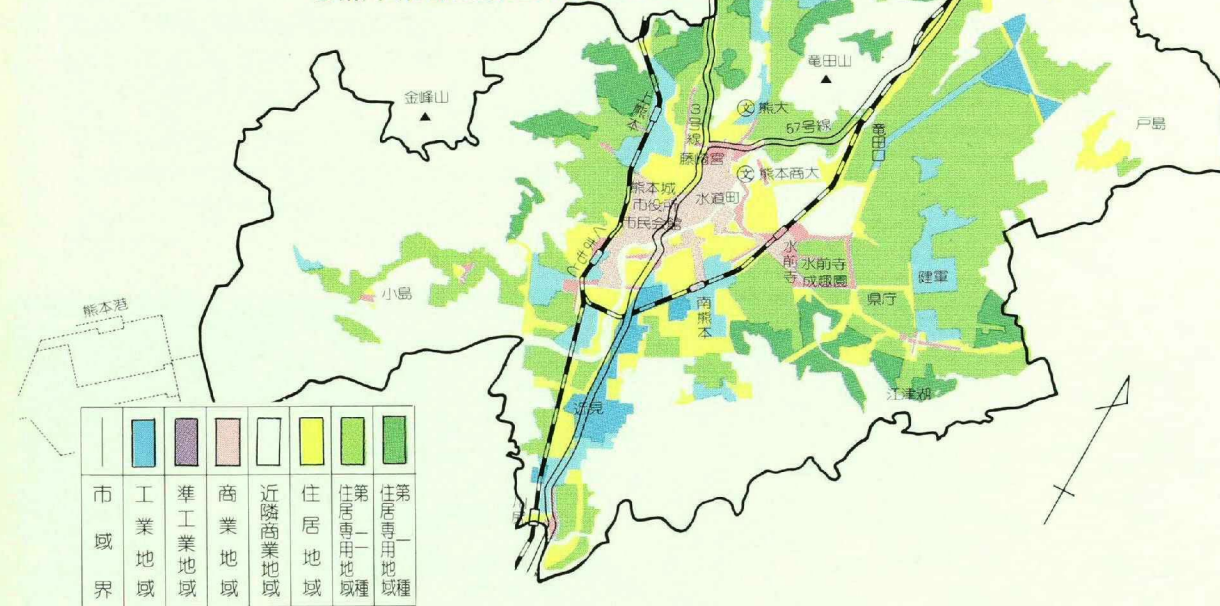


●市の位置



土地利用

●熊本市都市計画用途地域図



■都市計画

都市計画の基本理念は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保することであり、このためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこととしている。

本市もこの理念に基づいて、市域(17,172ha)を市街化区域(9,167ha)と市街化調整区域(8,005ha)に2分し熊本都市計画区域(42,478ha)1市9町の核として計画的なまちづくりを続けている。

このうち市街化区域については、土地の合理的な利用を目指して7種の用途地域を定め、適正な制限のもとに、建築物の用途の純化と土地の高度利用の促進を図っている。

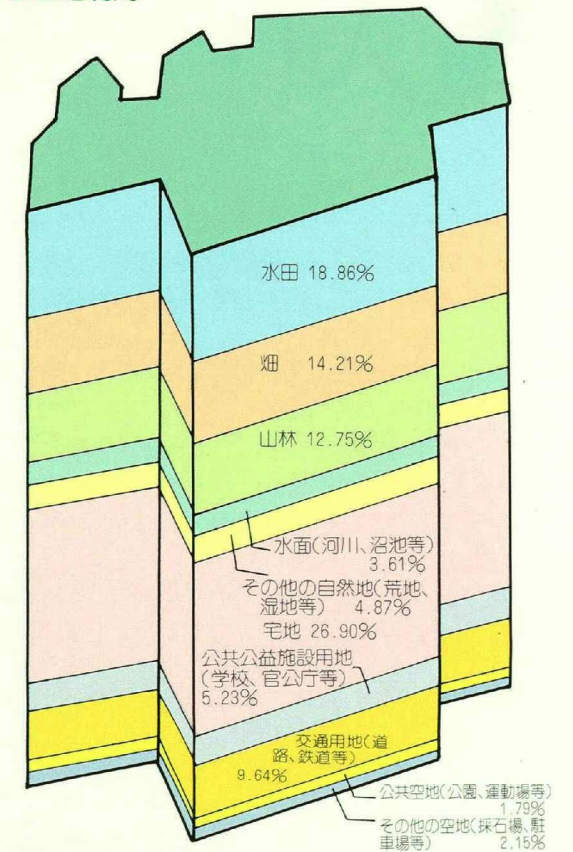
これらと併せて、都市の面的開発整備として、

南部第1土地区画整理事業等の区画整理事業や開発許可制度によって計画的、段階的な整備を図っている。

また、都市計画施設として、昭和60年度末現在で道路（48路線・延長189,070km）、公園（162箇所・約361.99ha）、緑地（11箇所・208.61ha）、墓園（3箇所・18.3ha）、流通業務団地（1箇所・約53ha）、自動車ターミナル（2箇所・約9.5ha）、駅前広場（4箇所・約24,550㎡）、下水道（終末処理所4箇所・約435,270㎡）、汚物処理場（1箇所・約3.1ha）、ごみ焼却場（2箇所・約6.3ha）、火葬場（1箇所・約1.1ha）などが計画決定され順次整備が進められている。

なお、市街化調整区域については、市街化を抑制し、自然環境の保護と活用に努めると共に優良農用地の保全と農業基盤の整備に努めている。

●土地利用



■土地利用

熊本市の土地利用は、土地利用動態調査（昭和59年度）によれば、別図のとおりで、市域の45.8％が農林関係に利用され、残りが、宅地、公共公益施設、交通用地などに利用されている。

さらに、土地利用の状況を地域別にみると、水田は、西南部に多く、画図、田迎、田迎南、御幸、日吉、力合、中島の7校区においては、校区面積の40%以上を占めている。

畑地は、東北部に多く、麻生田、橘、龍田、弓削、託麻北、託麻東、託麻南、託麻西、西原、桜木及び池上、城山、松尾の各校区においては、校区面積の15%以上を占めている。

宅地は、全市に分布しているが、出水、帯山、白山、尾ノ上、帯山西の5校区においては、60%以上を占めており、交通用地率が20%を越える校区は、城東、慶徳、出水、帯山西の4校区となっている。

人口

昭和52年に50万人を越えた熊本市の人口は、その後も増加を続け、60年10月1日の国勢調査では555,719人となった。

これは熊本県総人口1,837,747人の30.2%を占め、その割合は年々高まっている。

都市別では、全国で第16位、九州では福岡市、北九州市に次いで第3位の人口である。

前回の55年調査時と比べると、30,057人5.7%

の増加で、昭和50年以降伸びは鈍化してきている。

年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口が21.5%、15～64歳の生産年齢人口が68.7%、65歳以上の老年人口が9.9%となっており、55年より年少人口が1.0ポイント低下したのに対し、老年人口が1.1ポイントの上昇と、急速な老年化が進んでいる。

また、市域を5つに分けた地区別でみると、こ

の5年間で東部16,696人、7.8%、南部7,714人、12.4%、北部7,412人、7.2%、西部2,345人、3.8%と、それぞれ増加したが、中央地区は、4,110人、4.8%減と、依然として減少が続いている。

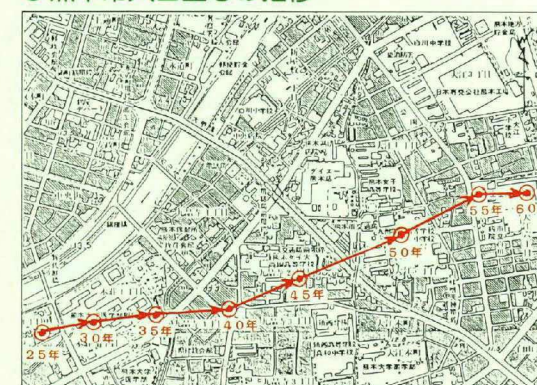
なお、人口分布の偏りを示す人口重心は、昭和60年では第一工業高校運動場や東寄りに移動してきており、東部の人口が増大してきていることを示している。



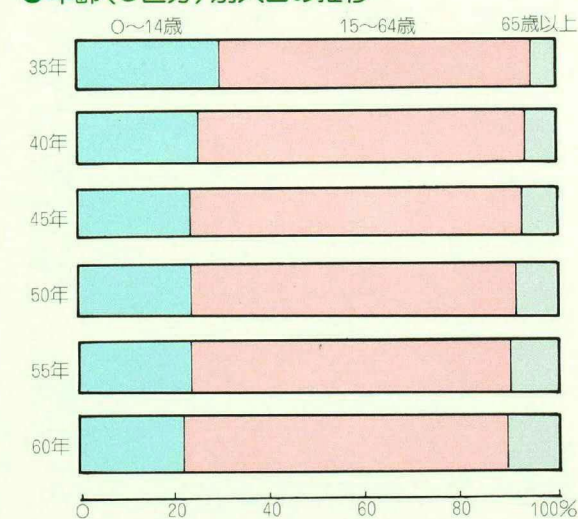
(昭和60年10月1日 国勢調査)

人口	555,719人
男	265,037人
女	290,682人
世帯	194,486世帯
1世帯当たり人口	2.86人

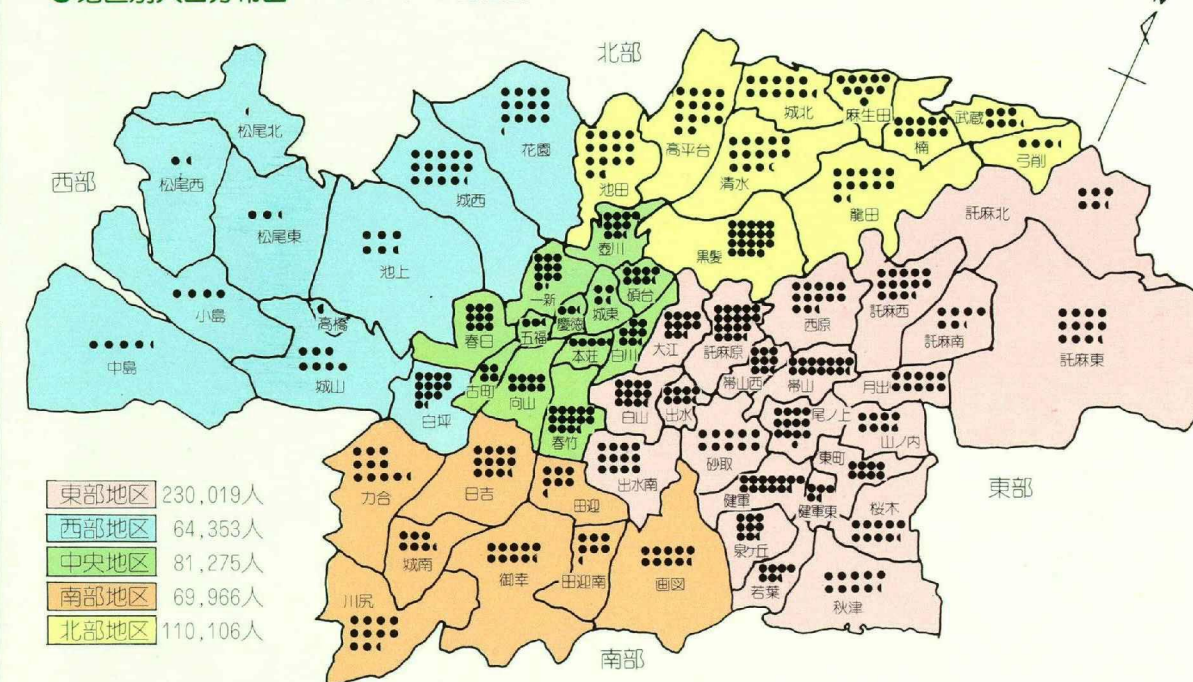
●熊本市人口重心の推移



●年齢(3区分)別人口の推移

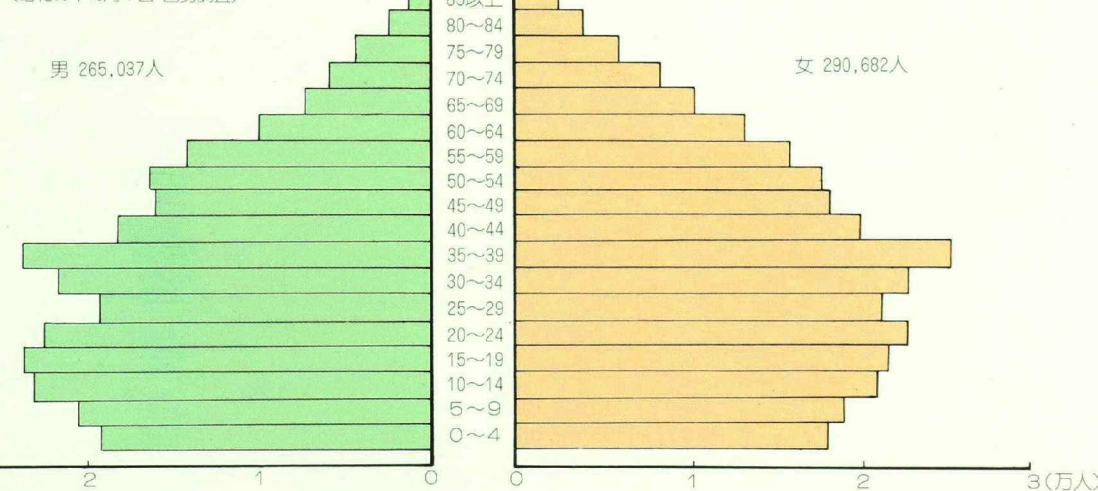


●地区別人口分布図 (昭和60年10月1日 国勢調査)



●年齡(5歲階級)男女別人口

(昭和60年10月1日 国勢調査)



都市圏

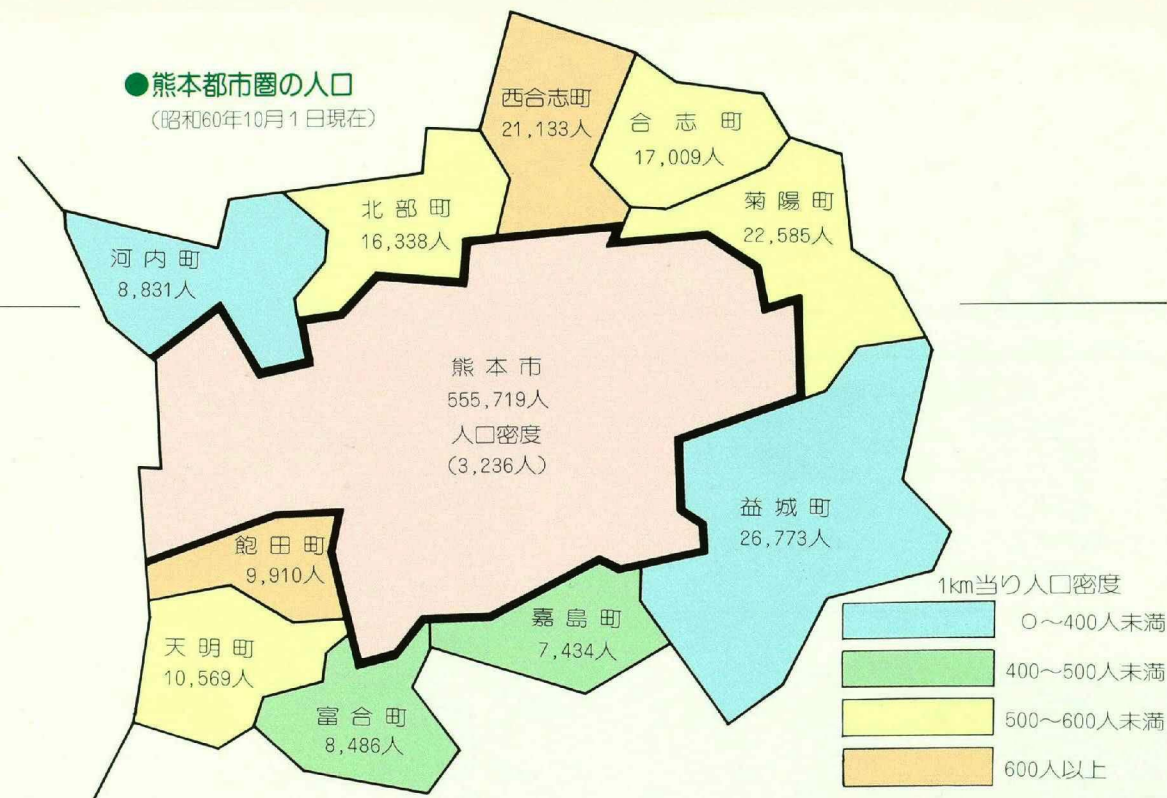
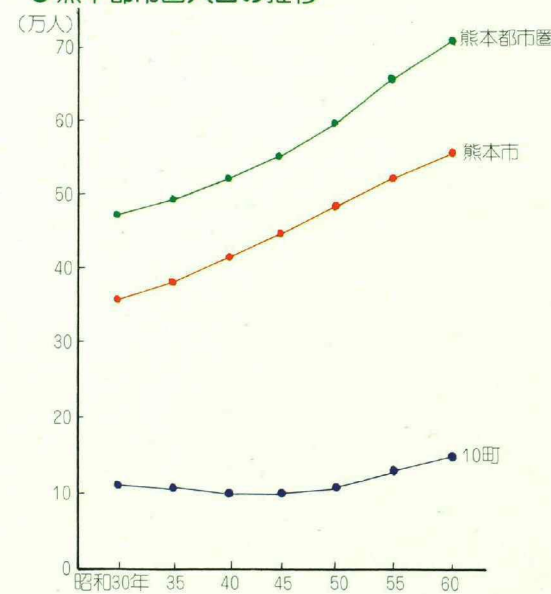
■都市圏人口

近年における都市圏人口の動向をみると、特に周辺各町の人口増加が顕著であり、各町から本市への通勤・通学者も増大し、本市とこれら各町との関係はますます深まり一体的に発展していることがうかがえる。

このようななかで熊本市に周辺10町を加えた熊本都市圏の人口は、昭和60年10月1日現在で704,787人で、熊本県全体の38.4%を占めている。

5年毎の増減についてみると、熊本市は4万人前後の増加ではほぼ一定しているが、10町の人口は昭和45年までは減少し、昭和50年に増加に転じ、増加のピークとなった昭和50年から昭和55年までの5年間は20.5%増と大幅な増加を見た。このため熊本都市圏の人口は昭和45年～昭和50年が46,895人8.5%増、昭和50年～昭和55年が60,579人10.1%増、さらに昭和55年～昭和60年が43,467

●熊本都市圏人口の推移



人6.6%増と、昭和45年からの15年間に約15万1千人の増加となり、人口増加のピークは過ぎたものの、ここ数年でも依然として年平均7～8千人の増加を示している。

■都市圏行政

熊本市の発展に伴い、市政の活力は市域を越えて広がっており、熊本市と周辺10町との関係は、住民意識においてはもちろん、通勤や通学、買物やレジャーなどの生活行動からみても、最近とみに密接なものとなっている。

このように、既に一体的な生活圏を形成している熊本都市圏においては、交通問題をはじめ、上下水道、防災、廃棄物処理、住宅、産業施設の配置等々、多くの都市問題について広域的な対応が求められており、これらの都市問題への対応を中心に構成市町相互の連携と協力に基づき、熊本都市圏の一体的発展を目指す都市圏行政が展開されている。

即ち、消防・救急、ごみ処理、し尿処理、伝染病業務等の受託処理をはじめ、北部町の協力を得て同町内に建設したごみの最終処分場や小萩園、

金峰山一帯の「ふれあいの森林」整備、菊陽町、合志町、北部町との流域下水道建設、熊飽地区農業協同組合合併の推進、都市計画区域を対象とした市街地整備基本計画の策定、都市圏を対象とした震災対策基礎調査、都市圏はもとより更に広範な地域を対象としての総合都市交通体系調査や熊本地域地下水調査、都市圏の構成市町が一体となつての青少年の健全育成など、様々な分野において都市圏での広域的な取り組みが積極的に繰り広げられている現状となっている。

更に、熊本都市圏は、来るべき21世紀へ向けての先端技術を核とした新たなまちづくり「熊本テクノポリス」の母都市にも位置づけられており、地域経済の活性化と産、学、住の均衡のとれた良質な都市環境の形成を目指し、生産、流通、情報、文化等の高次都市機能拡充の対応も推進されている。

今後、構成市町相互の連携が更に深まり、地域の現状を踏まえ、将来の発展を展望した都市圏行政の推進が活発化することによって、熊本都市圏はより一層の飛躍を遂げるものと期待される。

市制100周年に向けて

■熊本市をとりまく諸情勢

熊本市は昭和64年に全国37市とともに市制100周年を迎える。

明治22年市制施行当時、人口4万2千余人を数えるにすぎなかった城下町が、先人の献身と努力によって幾多の辛苦を克服する一方、数次にわたる市域の拡大、近代的都市機能の集積等によって、今や人口56万人を擁する九州における近代都市へと着実に発展を続けている。

一方、我が国は内外の厳しい情勢の下、情報化、国際化、高齢化の進展、価値観の多様化等、これまでにない大きな変革の時代に直面しており、地方自治体もこの潮流の中で地方それぞれの個性を活かした魅力ある都市づくりを進めている。

■21世紀を展望した市制100周年に

したがって、来るべき市制100周年は、これを単なる歴史の節目として抱えるだけでなく、先人の業績を回顧し、21世紀を見据え、ロマンにみちた新しいふるさとづくりを進めるため、さらには九州をリードする拠点都市としてさらに飛躍、発展するための大きな礎石としなければならない。

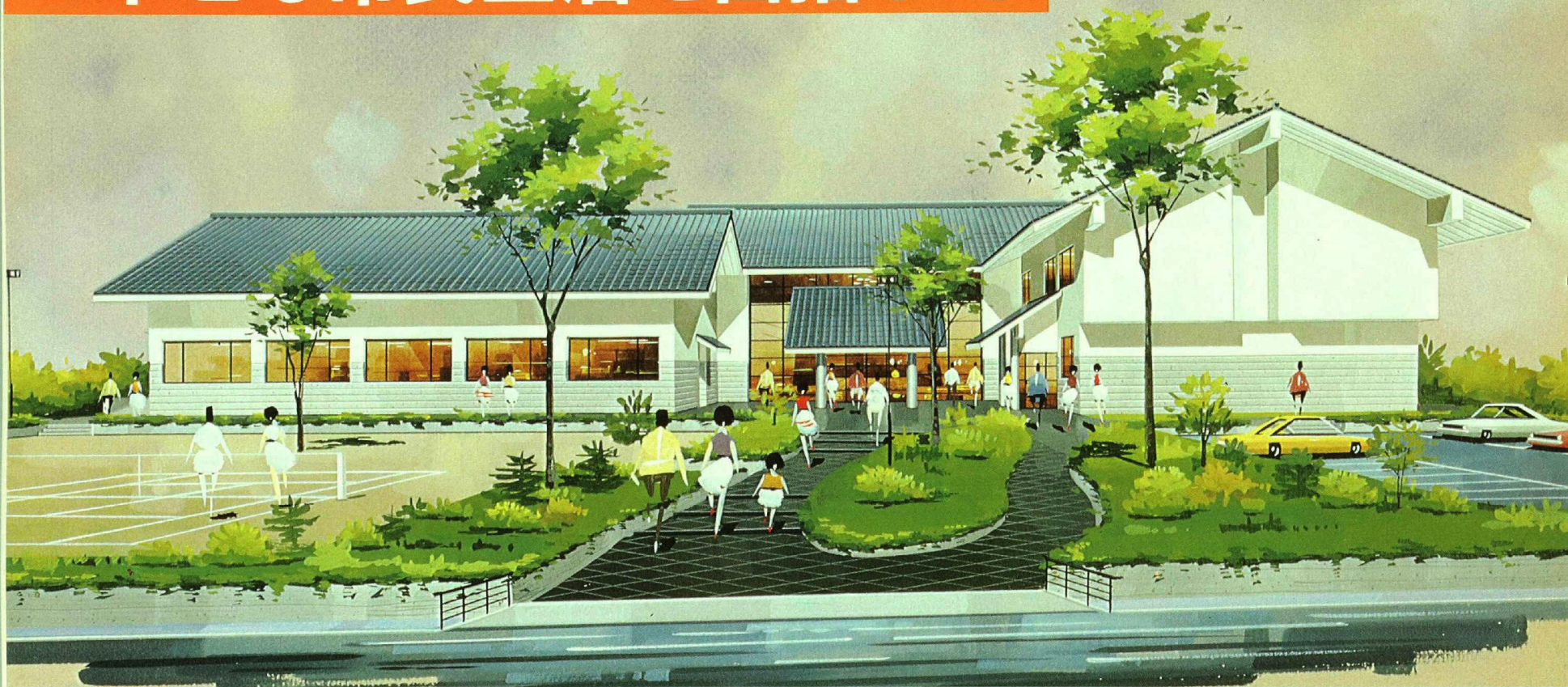
そこで本市では、広く市内外を対象に募集した3千通、6千件に及ぶ市民提言をもとに、真に意義ある市制100周年の取り組みを図るため、市民各界各層の代表者によって構成された「熊本100年懇談会」と、市役所内部に設置した「熊本市100周年推進委員会」との連係のもとに現在検討を進めており、近く熊本市制100周年記念行事、記念事業の基本構想が策定される運びとなっている。

また、全国的には、昭和64年に一斉に100周年を迎える38市が、地域の市民相互・行政相互の豊かな交流や活性化を図る目的から、38市共同による記念事業の検討も進められている。



地球観測衛星から撮った九州の赤外線画像（東海大学情報技術センター提供）

幸せな市民生活を目指して



南部市民センター（完成予想図）

コミュニティ

心の通いあう地域社会の形成

本市には、町内自治会をはじめ、子供会、婦人会、老人会、P・T・A、社会福祉協議会など多くの団体があり、環境美化、文化、スポーツ、防犯、防災など多彩な地域活動が営まれており、これらをとおして地域の愛着が生まれ、連帯の輪が広がっている。

本市は、地域住民のこのような自発的な活動をさらに活性化し、地域連帯感が一層深まるよう、町内自治会、地域公民館などの活動に対して助成を行うとともに、市民センター、近隣公園、児童公園、老人福祉センター、老人憩の家などのコミュニティ施設整備を積極的に推進している。

特に、近年各地に建設している市民センターは、

公民館、児童館、図書館分館、支所などの複合施設であり、コミュニティ活動の中核拠点として活用されて好評を得ている。

このように、本市においては、次第に活発化する地域活動をとおして、心のふれ合いが生まれ、強い連帯意識に結ばれた市民の手による真の地域自治が、今、各地で着実に育っている。

保健衛生

心身ともに健康な市民生活のために

■市民の健康管理

幸せな市民生活の基礎は、市民1人1人の健康である。

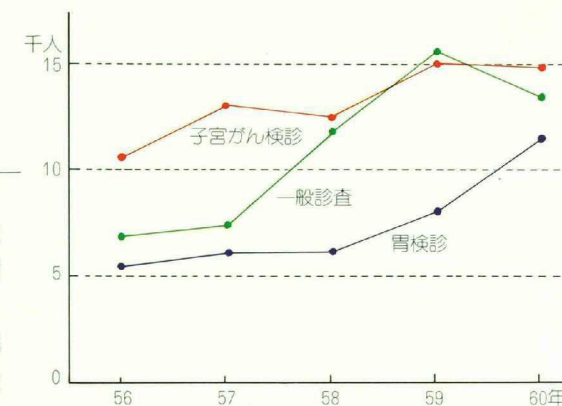
近年、平均寿命の伸びや青少年の体位向上など市民の健康は著しく改善されてきている。一方、都市化が進展する中、生活様式や生活環境が大きく変貌し、心身の健康を阻害する新しい要因が増大してきている。

このため市では、すべての市民の心身の健康を願って昭和54年に「健康都市宣言」を行った。さらに昭和61年には、市民の生涯にわたる健康づくりの契機とするため、毎年10月1日を「市民健康

の日」と定めて、その制定記念事業として講演会やスポーツ大会、健康づくり市民のつどい、健康展、体育館の1日無料開放などを実施した。これらの事業をはじめとして、母子保健対策事業、成人病対策事業（老人保健法関係も含む）などの各種保健衛生、さらに公衆衛生の向上を図っている。

保健衛生の拠点として、熊本保健所・西保健所・東部保健センター・北部保健センターを設置しており、昭和59年の併設隔離病棟を含む市民病院の完成を機に、新たな施策を展開している。

●成人病検診の状況



なお、移転新築を進めていた西保健所は、昭和62年1月、新町2丁目に開所した。

また、公害や飲料水、食品細菌関係などの試験検査業務を行う保健衛生研究所、動物愛護の啓蒙・普及や昆虫の駆除、あき地などの雑草除去の指導を行う環境衛生事業を拡充し、市民の健康保持のため諸事業を長期計画のもとに推進している。

西保健所



防災

災害に強いまちづくり

社会経済のめざましい発展が、生活環境に大きな変化を与えたことに伴い、発生する災害は複雑多様化してきており、防災面でもさまざまな課題が提起されている。

このような状況のなかで、いつ、どのような災害が発生しても、迅速・適確に対応できる防災体制を整備するとともに、災害を未然に防止し、または被害を最少限にくい止める施策が必要である。

熊本市は、昭和28年6月26日の白川大水害をはじめ、坪井川、井芹川などの洪水による局地的被害を受けており、水災に弱い側面を見せてきた。しかしこれも国、県、市が一体となって強力に推進している河川改修、その他の治水対策が着実に効果をみせ、現在では大幅に改善されている。

本市では、市民の生命、身体及び財産をあらゆる災害から守るため、災害に強いまちづくりを積極的に推進するとともに、水害発生時の迅速・確実な情報収集のための水防テレメーターシステムを導入し、坪井川、井芹川などの水防重要箇所の6カ所に水位局を、7カ所に警報局を、市庁舎及び市周辺隣接町などの要所6カ所に雨量局を設置し、不測の事態に備え情報連絡室で集中監視を行っている。

更に、九州全域の雨量強度別降雨状況、雨域の移動方向、移動速度などを一目で読みとれる雨量レーダーシステムを導入するなど、防災施設、防災設備の充実強化を図っている。

一方、防災活動体制の整備に努め、あらゆる災害を対象とする防災対策の万全を期している。

また、毎年梅雨期前に「熊本市総合防災訓練」を実施し、防災関係者の連帯協調と、防災技術の向上を図り、更に市民の防災思想の普及を目的として総合防災展を開催するなど、民間協力体制の整備に努めている。

■河川・排水路と総合的治水計画

河川は国土の保全・社会生活の安定・産業基盤の確立等意義は極めて大きいものがある。熊本市域171.72km²に対する河川は中央都市部を、白川、



総合防災訓練

北部地域を坪井川、南部地域を緑川の名水系に大別される。

洪水防御は河川改修が基本施策であるとの考え方に立ち、河川管理者（国・県）と共に市民生活の安定を図るため計画的又重点的に改修を進めており、治水効果も徐々に高まっている。

特に、法河川のうち、都市小河川（健軍川、藻器堀川（放水路も含む）、万石川（兎谷川も含む）、麴川）については昭和47年度から県からの受託事業として改修促進を図っている。

また、谷尾崎川、天明新川、前川については準用河川に指定しており、中でも谷尾崎川については捷水路の新設などの事業を進めている。

水路については、市民生活に密着した都市排水路と農業排水路に大別できる。

都市排水路整備については、昭和51年度に全市にわたって現況調査を行い、その調査を踏まえて昭和52年度に排水困難地域20箇所を特別排水路と指定し、年次計画によりその他を一般排水路として治水、並びに環境整備を目的として事業を進めており、治水安全度も高まっている。

しかし、近年都市化の進展に伴う流域の形状の変化によって丘陵、台地など比較的高い土地にも都市型洪水が発生している現状に^{かんがみ}、今後の排水路の整備については再度現況調査を行い、現有治水施設を有効的かつ効率的に活用を図る必要があり、そのためには市域全体を対象とした総合的治水計画を樹立すべきとの認識に立ち現在その作業を進めているところである。

さらに、流域の流出抑制対策として、雨水の貯



健軍川改修工事

●主な河川

級 別	水 系	河 川 名
1級河川	白川水系	白川
	緑川水系	緑川・加勢川・木山川・秋津川 矢形川・木部川・鶯川・無田川 天明新川・健軍川・藻器堀川
2級河川	坪井川水系	坪井川・井芹川・麴川
	除川水系	除川
準用河川	緑川水系	天明新川
	坪井川水系	谷尾崎川・前川
普通河川	坪井川水系	松尾川・平川・小山田川 成道寺川・泥川・荒谷川
	緑川水系	無田川
	近津川水系	近津川
	河内川水系	岩戸川・ヘリ山川

留、浸透施設の設置など検討を加えており、既に一部実施している。

なお、昭和60年度末現在の排水路延長は566.03kmで、このうち整備済延長は330.55kmとなりその整備率は58.4%となっている。

消防

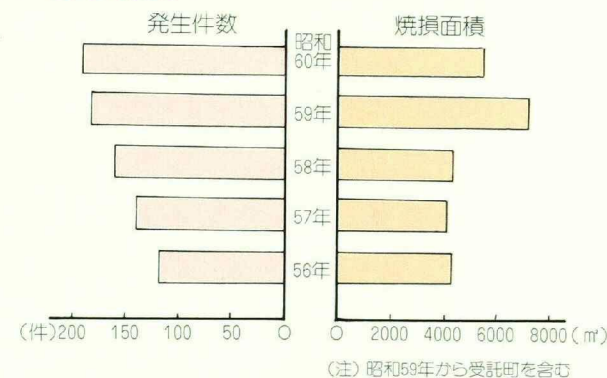
生命財産の安全確保

近年における都市の発展は著しく、土地の高度利用による建物の高層、深層化、さらに社会情勢の進展に伴う生活様式の変化は、災害発生要因をますます複雑化し、火災をはじめとする各種災害は広域、大規模化の傾向にある。このような災害の発生防止と被害軽減のため、消防局（総務、予防、警防、通信指令の4課）、消防署（中央、慶徳、健軍の3署）及び消防出張所（島崎、田崎、小島、川尻、南熊本、清水、京町、楠、出水、託麻、北部、河内、飽田・天明の13出張所）に職員529人、消防用車両（85台）を配備して、日夜住民の安全確保につとめている。とくに市域周辺の人口増加により、本市を核とした都市圏が構成され、都市圏行政の一環として昭和59年4月に飽託郡4町（飽田町・天明町・河内町・北部町）の消防事務を受託し広域消防行政を実施している。又地域住民の自主防災活動の拠点として設置された熊本市広域防災センターは、昭和59年10月の開館以来約2年で6万人をかぞえ、

「自分達の街は自分で守る」という住民一人ひとりの防災意識の高揚に重要な役目を果たしている。熊本市はこれまでも、人口の増加や市域の拡大さらには市勢の発展等に対応するため消防局署庁舎の建設、コンピューターを具備した最新鋭の梯子自動車購入など消防力の増強を図ってきた。さらに昭和61年度は、中心市街地を含む西南地域の防災拠点として、米屋町1丁目に慶徳消防署庁舎の建築に着手し、昭和62年6月完成を目指している。

また、消防業務の質的高度化に対応するため、職員研修を積極的に実施し、資質の向上を図り、安全な都市づくりを目指し、消防体制の充実強化に努めている。

●火災状況



●事故別救急出場件数（昭和60年）

総出場件数 9,912件（市9,261、受託町651）			
急 病 (47.4%)	交 通 (24.7%)	一般 負傷 (10%)	その他 (17.9%)



慶徳消防署（仮称）完成予想図

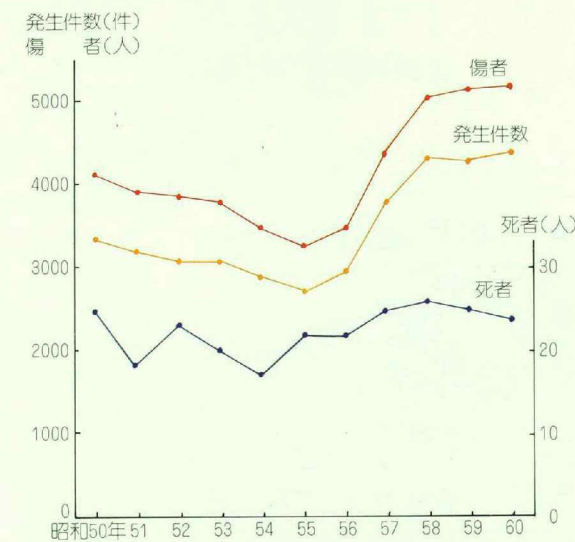
交通安全

安心して行動できる交通環境の実現

近年のモータリゼーションの急激な進展が大量混合交通の激化や、ドライバーの多層化現象となって市民生活の安全に憂慮すべき影響を与えつつあるが、特にファミリーバイクの普及や人口の高齢化、あるいは若者の暴走等にみられる交通モラルの低下等が交通事故の多発の一因ともなっている。人の生命にかかわる交通事故の防止は市行政にとって緊急かつ重要な課題であるところから、このほど第4次交通安全計画を策定し関係機関と連携して安全かつ円滑な道路交通環境の確立、青少年や高齢者層に対する安全意識の高揚など生涯に亘る交通安全教育の推進や広報活動の充実、安全施設の整備等に努力している。また最近、大量の自転車の放置状態が出現し、市民の良好な生活環境を阻害し、街の美観や通行の安全を損なう恐れが出てきた。このため昭和60年12月「熊本市自転車の放置防止に関する条例」を制定すると共に、

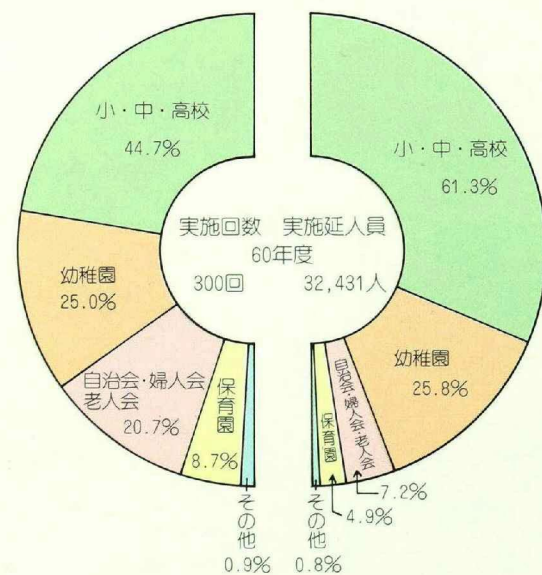
同61年1月11日市営駐輪場を建設してその解消に努力している。また大型店舗等の駐輪需要施設の管理者等に対しても、駐輪スペースの設置を要望しているところであるが、既に具体化している店舗も出ている。このほか交通事故被害者救済業務として、交通災害共済、交通遺児対策、交通事故相談等の事業も併せて行っている。

●交通事故の推移



武蔵塚駅前自転車駐輪場

●交通安全教育実施状況



心身障害者福祉

社会参加と生活の安定

■身体障害者福祉

身体障害者福祉の理念に基づいて、身体障害者の更生を援助し、その更生のために必要な保護を行い、身体障害者の生活の安定に寄与する等、その福祉の増進を図っている。さらに本市は、熊本市国際障害者年推進会議の提言に基づき、「障害者福祉長期計画」を策定し、あたたかい心のふれあう福祉都市の実現に努めている。

身体障害者援護対策として、身体障害者手帳交付、更生医療の給付、補装具の交付・修理、更生援護施設への入所のほか、重度身体障害者に対し日常生活用具の給付、福祉電話・ミニファックスの貸与、医療費の助成、特別障害者手当等の支給、障害者住宅整備資金貸付事業、身体障害者家庭奉仕員派遣事業等を実施し、家庭や地域社会を基盤とする在宅福祉サービスの充実をはかっている。

社会参加と自立のための対策として、福祉バス運行事業、視覚障害者へのガイドヘルパー派遣事業、聴覚障害者への手話通訳設置事業等の社会参加促進事業と身体障害者の家庭生活、社会生活への適応能力を養い生きがいを高めるために在宅障害者ディ・サービス事業を実施している。

■精神薄弱者福祉

精神薄弱者(児)の多様な問題に答える相談窓口として福祉相談室を設け、援護、育成を図るための判定検診、指導助言等を行っている。

精神薄弱者(児)福祉施策の一環として、自然環境に恵まれた柿原公園の近くに精神薄弱者通所更生施設「はなぞの学苑」を設置し、生活、作業指導を行い、精神薄弱者(児)の社会的更生を図っている。

また、療育手帳所持者には、特別児童扶養手当の支給、特別障害者手当等の支給、重度障害者

●身体障害者(児)登録数

(昭和60年度末現在)

障害別	年齢	18歳未満	18歳以上	計
視覚障害		42	2,109	2,151
聴覚又は平衡機能障害		127	1,835	1,962
音声・言語機能障害		3	125	128
肢体不自由		299	7,553	7,852
内部障害		95	1,455	1,550
計		566	13,077	13,643

付制度を設けている。

さらに、障害者と一般市民とのふれあいの場として希望荘夏祭り、障害者スポーツの振興と健康増進のための、家族を含めた大運動会などを開催している。



希望荘ディサービス書道教室

児童・母子福祉

健やかな成長を願って

■児童福祉

児童福祉法の理念に基づき、次代を担う子供たちを「心身ともに健やかに育成する」ことを責務として、児童福祉施設の充実、整備など諸施策の推進に努めている。

児童福祉施設には、保育所・母子寮・助産施設・児童館（児童センター）・児童遊園などがある。

(1)保育所（110施設）

母親の労働・出産・疾病その他の理由により、その乳幼児の保育が十分でなく、保育に欠ける状態と認められる場合に、保護者の代りに乳幼児を保育する施設である。

近年、核家族の増加または生活水準向上志向等によともなう母親の職場進出により、保育需要が増大・多様化し、障害児保育・長時間保育・乳児保育・夜間保育等の社会的要請が強まっている。このような社会情勢を踏まえ、市では保育所整備・保育所保育の充実に努めている。

なお、障害児保育は、その障害児の福祉の増進を目指して、保育所における障害児保育の拡充を図っている。

(2)母子寮（2施設）

配偶者のいない母親とその児童が、精神的・経済的な困難あるいは、児童の教育・健康が不十分な状態などの場合に、母親とその児童を母子寮に入所措置し、入所世帯の自立を図るため、指導援助する施設である。

(3)助産施設（1施設）

経済的理由によって入院助産を受けることができない妊産婦に助産を受けさせ、母体とその児童の健康と安全を図ることを目的とする施設である。

(4)児童館（児童センター）（8施設）

児童に健全な遊びを与えて、その健康の増進と情操の向上を図ることを目的とする児童厚生施設

である。

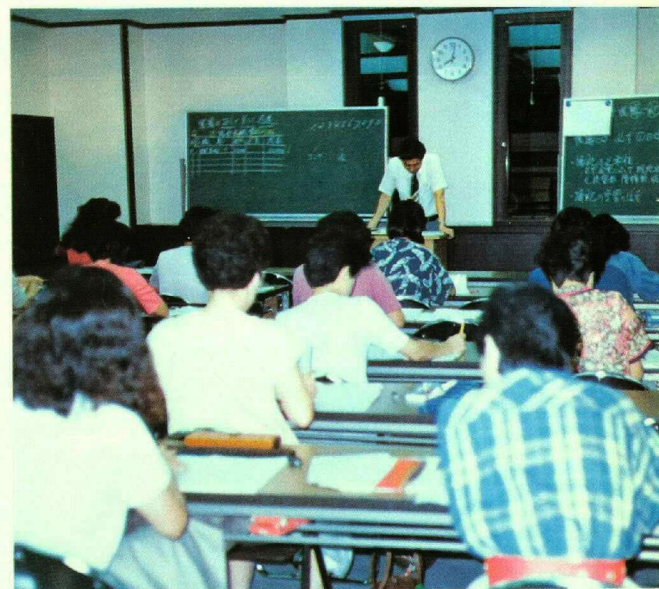
(5)児童遊園（2施設）

児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童厚生施設である。

■母子福祉

母子及び寡婦福祉法の理念に基づき、母子家庭及び寡婦の生活の安定・向上及び福祉の増進を図ることを目的として、母子寡婦資金の貸付け、児童扶養手当の支給、母子家庭に対する医療費の助成などの施策を実施している。

昭和60年6月にオープンした熊本市母子福祉センターでは、母子家庭及び寡婦のために各種の相談に応じるとともに、経済的自立のための技能修得講座を行うほか、教養講座・児童学習会・各種レクリエーションなどを行っている。



母子福祉センター 技能修得教室



小島保育園

老人福祉

生きがいとふれあいを求めて

医学の進歩等に伴い、日本人の平均寿命は著しく伸び、いまや高齢者に対する福祉施策は、緊急の課題となっている。

本市では老人福祉法の理念に基づき、要援護老人に対しての施設福祉対策、在宅老人の心身の健康を図る在宅福祉対策を二つの柱として、その推進に積極的に取り組んでいる。

施設福祉対策として、一般の健康な老人に対しては、老人福祉センターを5か所、老人憩の家を75か所（昭和60年度末現在）を建設し、核家族化が進む中で、地域における老人の交流や、老人の憩の場所を提供している。また在宅で介護が困難な老人に対しては、特別養護老人ホームや養護老人ホーム等の老人福祉施設への入所措置を行っている。

在宅福祉対策としては

1. 寝たきり老人対策として、老人家庭奉仕員派遣事業、移動浴槽車派遣事業、短期保護事業、寝具乾燥事業、日常生活用具給付事業を実施し、心身の健康保持に努めている。
2. ひとり暮らし老人対策として、老人福祉電話貸与事業及び相談業務、安否確認を目的とした訪問事業を実施し、60年度から、緊急通報装置付きの「シルバー・ホーン あんしん」を50台設置した。
3. 生きがい対策として、生きがいと創造の事業に基づく講習会の開催、農園貸与事業、青葉スポーツ大会、ゲートボール大会、作品展等の開催、老人クラブの育成及び助成事業を実施し、老人の文化活動、スポーツ活動、社会活動の推進に努めている。
4. 敬老祝賀事業として、満88歳以上の老人に対する祝金の支給、市長による満100歳者に対する名誉長寿証・祝金の贈呈、敬老の集いを実施している。

ゲートボール大会



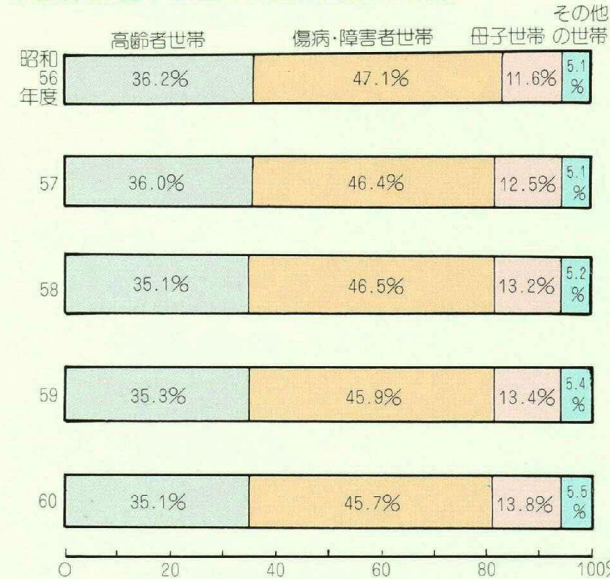
その他の事業として、老人特別回数券の交付及び老人の部屋造りを目的とした老人居室整備資金貸付事業等を実施している。また有識者による高

齢者対策懇談会を設置し、今後の老人福祉対策について、61年1月に中間答申を得た。

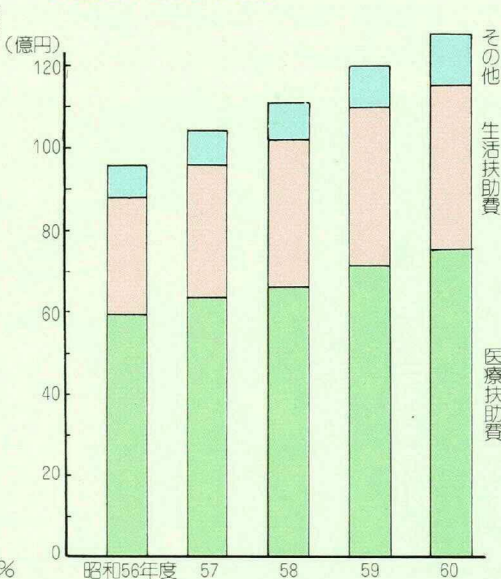
社会保障

健康で文化的な生活のために

●被保護世帯の世帯類型別割合の推移



●生活保護費の推移



■生活保護

生活保護制度は、生活に困窮した人々に最低生活を保障するというだけでなく、さらに積極的にそれらの人々の自立の助長を図ることも目的としている。

本市における保護の動向をみると、ここ数年、保護世帯、人員ともに微増の傾向にあり、60年度は6,350世帯11,191人が保護を受けている。内訳については、傷病障害者世帯(2,902)が半数近くに達しており、ついで高齢者世帯(2,228)、母子世帯(874)の順となっており、近年特に母子世帯の増加が目立っている。また扶助費の種類別では医療扶助のしめる割合(59.1%)が最も高くなっている。保護を受ける原因をみても、傷病を理由とするものが713世帯あり、保護開始世帯数(1,113)の64%に達している。

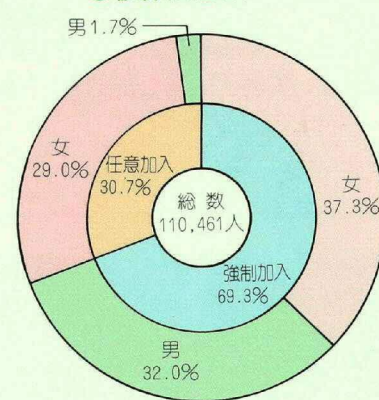
地区別にみると、市中心部において一般的に保護率が高く高齢世帯の占める割合が大きい。一方、周辺の新興住宅地等においては母子世帯、傷病世帯の占める割合が高くなっている。

近年、社会情勢を反映した複雑な問題が生じているが、本市においては福祉事務所一丸となって適正なる保護の運営・実施に努めている。

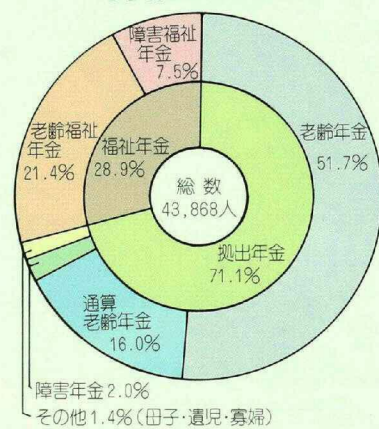
■国民年金

昭和34年4月に国民年金制度が発足して27年が経過した。この間、国民年金制度は物価スライド制の導入、障害年金の通算制度の取り入れ、外国人の加入制度の発足など毎年のように改善充実がはかられ、今日では社会保障の中核として、市民の老後の支えとして、大きな役割を果たすようになってきており、本市の受給者の受給総額は、約124億円にものぼっている。

●被保険者数(60年度末)



●受給者数(60年度末)

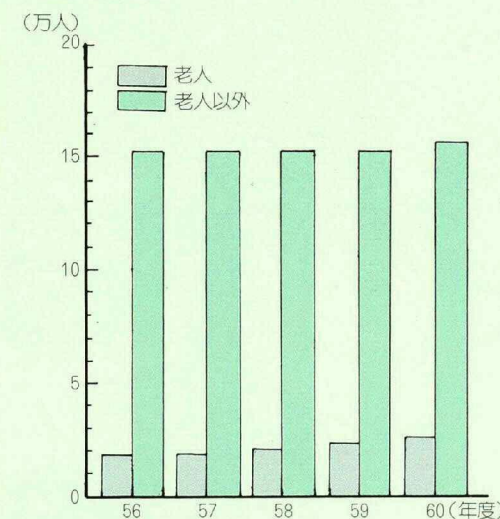


特に、昭和61年度からは、国民年金法の大改正により、国民年金制度に、厚生年金、共済年金等と共通の基礎年金制度が導入され、従来任意加入であった、サラリーマンの奥さん等が強制加入となった。また、満60歳を過ぎてからの任意加入制度の導入等、国民年金は全国民に共通のものへ大きく変貌した。

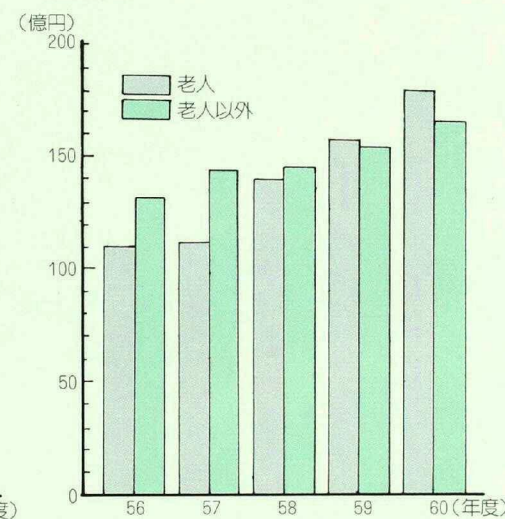
本市では、市民の豊かな老後保障を目指し、制度の普及と業務の円滑な運営のため、国民年金委員の設置、銀行口座振替の採用、業務の電算化を実施してきており、昭和61年度からは、電算処理の自己導入を図り、業務のオンライン化を実施した。さらに年金説明会及び移動相談の実施など、制度の普及と年金委員設置地区の拡大、口座振替の推進など収納体制を整備して、未加入、未納者の解消に積極的にとり組み、市民の年金受給権の確保に努めている。

●老人と老人以外分の比較

◎被保険者数

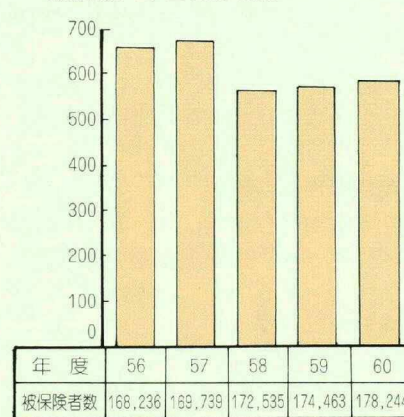


◎医療費



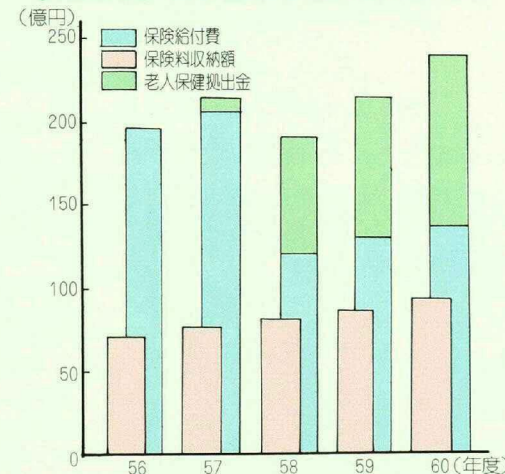
●受診率の推移

(被保険者100人当り受診件数)

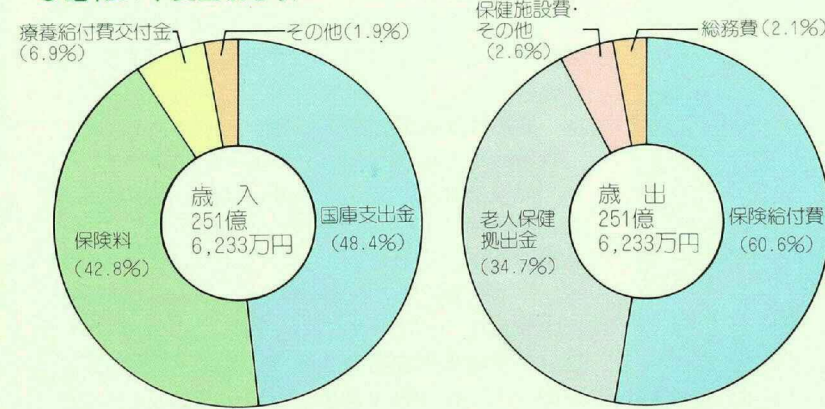


年度	56	57	58	59	60
被保険者数	168,236	169,739	172,535	174,463	178,244

●保険給付者・老人保健拠出金と保険料収納額の推移



●昭和61年度当初予算



■国民健康保険

本市の国民健康保険は相互扶助の精神に基づき、昭和34年7月に事業を開始して以来27年を経過した。当初は加入者42,266世帯、150,686人であったのが、昭和61年4月1日現在で、74,308世帯178,650人と年々増加している。

給付の内容は、当初5割給付であったのが7割給付になり、高額療養費支給制度の実施、更に昭和59年10月には、退職者医療制度が発足し、年々給付率の改善が行われてきた。

また、昭和54年に健康都市宣言が行われ、昭和34年から保健施設事業の一環として実施してきたはり、きゅう、あんま施術費の助成に加えて、海の家開設、スポーツレクリエーション施設の入場料割引を実施し、被保険者の健康づくりに役立っている。更に昭和57年から老人の年間無受診者を表彰、昭和59年度からは病気の早期発見、早期治療の契機とするためコンピュータドックを実施するなど健康に対する関心を高め、ひいては被保険者の健康の保持増進に努めている。

しかし、近年、高齢化社会の到来により、老人の医療費の伸びはめざましく、本市の昭和60年度決算で、老人保健拠出金は98億円となっており、対前年度比で、21%を超える伸びになっている。それに加えて、昭和59年10月の退職者医療制度の創設に伴い、国庫補助金の削減が行われたが、対象者が国の見込みを大きく下回ったことによる負担増が、国民健康保険財政運営を非常に圧迫している。

勤労者福祉

豊かな暮らしと良好な就業環境の確保

本市の雇用安定対策は、就労者の定着及び福祉の向上、そして技能者の育成を主軸としている。また、高齢化社会への移行に伴い、中高年齢労働者の雇用、福祉対策に力を入ると共に、勤労者の生涯教育を基本に「働きがい・生きがい」の創造など質的な面においても努力している。

雇用の安定対策

1. 若年労働力の確保

県及び職業安定機関と密接な連けいを図る一方、関係団体（熊本雇用対策協議会、熊本市産業開発求人対策協議会）の活動強化を促し、その協力を得て労働力の確保対策を推進している。

2. 中高年齢者対策

(1) 高年齢者職業相談室

昭和50年7月から熊本公共職業安定所の協力を得て、市民相談コーナーに「熊本市高年齢者職業相談室」を開設し、3名の相談員により55歳以上の人の求職相談を中心に実施している。

(2) 熊本中高年齢労働者福祉センター（通称サンプライフ熊本）

中高年齢労働者等の雇用の促進と福祉の向上を図るための施設で昭和58年3月オープンした。主な事業内容は、中高年齢労働者の雇用の促進と福祉の向上を図るため、職業相談、職業情報の提供などを行うとともに、心身の健康保持、体力の増強及び教養、文化などのための便宜を供与することを目的とした施設である。

労働力の定着及び福祉対策

1. 施設を通じての福祉対策

(1) 勤労青少年ホーム

15～25歳までの勤労青少年を対象として昭和46年5月オープンした。60年度は、年間36,306人の勤労青少年が利用している。

(2) 勤労婦人センター

市内の勤労婦人及び勤労者家庭の主婦を対象として昭和49年6月にオープンした。60年度は、年間71,332人の働く婦人、勤労者家庭の主婦が利用



職業訓練センターパソコン教室

技能者の育成

している。

(3) 熊本勤労総合福祉センター（通称火の国ハイッ）

勤労者の憩いの場として県、市が誘致し、雇用促進事業団により建設され昭和50年9月石原町にオープンした。宿泊・会議・休憩・アスレティック等に年間221,742人が利用している。

(4) 雇用促進住宅の誘致

他都市から熊本市に就職及び転職した人達のための宿舎として、雇用促進事業団により建設されたもので、竜田宿舎4棟160戸、近見宿舎4棟160戸がある。

2. 制度面における福祉対策

(1) 熊本市中小企業勤労者福祉共済制度

熊本市と市内の事業主が協力して、中小企業に働く従業員の福祉の向上を図ることを目的とした制度で各種給付、貸付、福利事業を計画実施している。現在746企業11,247人（昭和61年8月1日現在）が加入している。

(2) 熊本県勤労者信用基金協会への出捐金

中小零細企業等に働く多くの未組織労働者に対し融資が受けられるよう、その信用を保証してくれるのが「勤労者信用基金協会」である。この協会の基金として熊本市は2,500万円を出捐している。

本市産業の発展を担う技能者の育成に力を注ぎ、これまでに多くの優秀な技能者を養成し社会に送り出している。

1. 事業内職業訓練校への補助

市内で事業内職業訓練を実施している共同訓練5校、単独訓練2校（生徒数215人）に対し補助している。

2. 熊本市職業訓練センター

雇用促進事業団が熊本市花園に施設を設置し、その運営を熊本市職業訓練センター（法人）が行っている。ここでは、熊本市及び近郊にある事業所が自社従業員の技能向上を図るため、各種の職業訓練を実施している。

また一般の人々にも各種講習会など広範囲な技能訓練、情報交換の場として大いに活用されている。

3. 熊本職業訓練短期大学校

職業訓練短期大学校は、熊本市職業訓練センターの養成訓練部門として昭和54年に開校した。働きながら学び、これからの技術革新に対応できる高度の技能と知識を併せもつ実践技能士を養成するための事業内職業訓練校である。現在、訓練科目は建築科と左官科である。週2日の登校で登校日以外は勤務先の事業所において応用実技の訓練を受け3年間で修了する。

消費者行政

かしこい消費で明るい生活

昭和43年に制定された「消費者保護基本法」の趣旨に沿い、消費者の利益を守り健康でより豊かな消費生活を実現させるため、次の4点を柱に消費者行政を推進している。

1. 消費者意識の高揚

(1) 消費生活に関する各種セミナーの開催

消費者セミナー、消費生活移動講座など年50回以上

(2) 消費生活指導巡回車「くらしのうらおい号」派遣

消費者への情報提供、消費生活相談など消費者啓発を推進し、消費者意識の浸透をはかるため地域を巡回指導。

(3) 小学生用資料「かしこい消費」の作成

学校教育のなかで消費生活に関する知識を身につけてもらうため市内全小学5年生へ配布

(4) 消費生活展の開催

消費者が正しい商品知識と自主的な消費行動で、かしこい豊かな暮らしを築くため、安全、物価、資源問題等について、消費者参加によるパネル商品展示等を行う。

2. 情報の収集提供

(1) 生活関連物資価格調査及びその公表

(2) 市政だより「くらし」欄の活用

3. 消費者の組織化と活動の助長

(1) 消費者セミナー終了生を対象に組織化指導

(2) 消費者団体に対し協力援助

3団体（約15,000人）へ協力援助

4. 消費者保護行政の推進

(1) 消費者センターの充実

■消費者センター

昭和56年オープン以来、消費者啓発と保護の拠点として実績を挙げている。

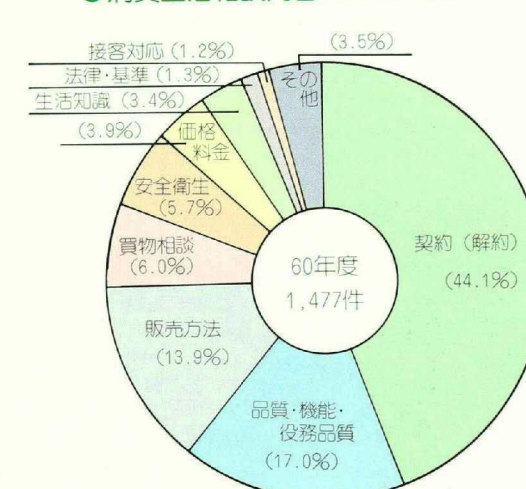
40名収容の研修室は消費生活に関する学習会や会議をはじめ、料理教室など幅広く利用されており、また各種資料の展示や、一人でも気軽に勉強できる特殊スライド装置（任意情報抽出提示装置……6チャンネル）及び16ミリフィルムによる映画会を開くなど、活発に消費者啓発を行っている。

なお、増加の一途をたどる消費者苦情に対しては、消費生活相談員が相談の受付と迅速適切な処理を行っている。

利用者状況（昭和56年開館から61年3月31日まで）

来場者数	47,847人
相談受付件数	4,003件
研修室使用回数	782回（13,114人）

●消費生活相談内容（昭和60年度）



消費者センター